

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正に関する意見募集（パブリック・コメント）の実施結果について

「医療」及び「留学」に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の改正を検討するに当たり、下記の要領で意見募集（パブリック・コメント）を行ったところ、寄せられた意見の概要等は下記のとおりである。

記

第1 募集期間：平成18年2月6日（月）～同年3月8日（水）

第2 意見提出件数：3件（電子メール2件、郵送1件）

第3 意見の内訳：賛成意見2件、その他1件

第4 意見の概要

1 外国人医師及び外国人看護師の受入れについて基本的に大賛成。地方の民間病院では、医師及び看護師が不足しており、特に中小民間病院においては未だ慢性的な人手不足の状態が続いている。民間病院の立場からすれば、質の良い外国人医師及び看護師を速やかにどんどん受け入れて欲しい。

2 医療の在留資格に係る上陸許可基準の改正案に基本的に賛成。

医療の上陸許可基準に関する規制が緩和され、日本の医療において医師の国際化がさらに進むものと期待される。また、近年外国人居住者が急増していることから外国人医師の需要の増加が見込まれるとともに、高度な医療技術を有する外国人医師が来日し、医療活動を行うことも容易になると思われる。

ただ、一部の外国人医師に対して、実質的に大きな壁が残されているので、この点について早急に改善策を講じて、実質的に構造改革の内容を質的に高めることを期待する。

第5 意見等に対する考え方

今回の基準省令の改正に関し提出された意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

また、「医療」及び「留学」の在留資格に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正に直接関わるものでない御意見（ホステスなどの風俗関係の査証の検討もしてもらいたいというもの）がありましたが、これは入管行政全般に関する御意見として承りました。